

訓子府町まちづくり

さまざまな形で参加を

町民の参加方法と公表

町民が参加しやすいように、毎年度その年度における町民参加手続の実施予定および前年度の実施状況を「広報くねっぶ」や町のホームページなどでお知らせします。

まちづくりトーク

町民の皆さんの意見を直接聴く必要がある場合に開催し、町民と町および町民同士が自由に意見交換をする方法です。



審議会等

町政についての審議や協議などを行う審議会や協議会、委員会などで、町民が委員として意見を発言する方法です。まちづくり推進会議もこの中に入ります。



アンケート調査

より多くの町民の皆さんの意見などを集約する必要がある場合に、アンケートによる調査を実施する方法です。



まちづくり意見募集

町の仕事の原案を公表し、それに対し書面などによるまちづくりの意見を募集する方法です。(パブリックコメント手続とも呼ばれています)



上の四つの方法のほかに、ワークショップや意見交換会、説明会などの参加方法があります。

□訓子府町まちづくり推進会議条例の基本的考え□

■目的■

町民の皆さんが主体的にまちづくりに参加できるように、皆さんの意見をまちづくりに反映させることです。

■まちづくり推進会議での協議事項■

- ①町民参加手続を行う町の仕事のうち、町長が特に必要と認めるもの
- ②町民参加手続を経ない町民からの提案、要望等のうち、町長が特に必要と認めるもの
- ③その他町長が特に必要と認めるもの
- ④推進会議が必要と認めるもの

○組織の概要

- ・委員数 24 人以内
- ・委員は町の区域内の公共的団体に所属する者、有識者、公募による者から町長が委嘱します
- ・必要な場合には会議に専門部会を設置することができます
- ・委員の任期は 2 年（委員は再任可）
- ・委員の互選により会長および副会長を選出
- ・会議は、原則年 3 回開催するほか、随時開催します

■問合せ 企画財政課 (☎ 47-2115 役場 2 階 窓口 12 番)

町民参加条例が施行

町民主体のまちづくりの実現に向けて～①

人口減少や少子高齢化、さらに地域活動の担い手不足や町民の皆さんのニーズの多様化など、町を取り巻く環境が大きく変化してきています。さまざまな地域課題に対応していくため、これまで以上に町民の皆さんのまちづくりへの参加が必要となっています。

町民主体のまちづくりの実現に向けて「訓子府町まちづくり町民参加条例」と「訓子府町まちづくり推進会議条例」が制定、施行されました。これらの条例は、まちづくりへの町民参加を推進し、町民の皆さんが「住んでいて良かった」と思えるまちづくりをめざすためのもので、その内容を今月号からシリーズでお知らせします。



□まちづくり町民参加条例の基本的考え□

まちづくり町民参加条例は、5 章 12 条で構成されており、詳細については施行規則で規定しています。町民の皆さんが「まちづくり」に積極的に関わっていくための役割や方法などについて明記しています。

■目的■

町民主体のまちづくりの実現に向けて、まちづくりへの町民参加を推進することです。

■町民の権利・役割■

町民は、まちづくりに参加する権利を有するとともに、まちづくりに積極的に参加するよう努めることです。

上記の目的を達成するため、さらに権利・役割を行使、実践するための参加方法などについてご説明します。

■町民参加手続の実施■

町民参加手続とは、町の仕事の企画立案から決定に至るまでの過程において、町民が参加できる機会を設けることをいいますが、町長等（※）は、次の仕事を行う場合に実施します。

- ①計画の策定など ②条例の制定など
 - ③公共施設の設置など ④その他町民の関心が高いことなど
- ※町長等＝町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会および固定資産評価審査委員をいいます。

■町民参加手続以外の町民参加■

上記以外の町民からの提案、要望等についても、これまでと同様に町長等に提出できます。

